

○金沢大学大学院法学研究科法学・政治学専攻教務関係細則

令和2年1月14日  
人間社会環境研究科法学・政治学専攻会議  
(一部改正) 令和2年10月13日  
法学研究科法学・政治学専攻会議

(趣旨)

第1条 金沢大学大学院法学研究科法学・政治学専攻(以下「専攻」という。)における履修、成績、修了等に関する事項については、金沢大学大学院学則、金沢大学学位規程、金沢大学長期履修の取扱いに関する規程及び金沢大学大学院法学研究科規程(以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(コース及びプログラム・研究科規程第3条関係)

第2条 学生は、研究科規程第3条に掲げるコース及びプログラムのうち、出願の際に選択したコース及びプログラムに所属する。  
2 研究コースの各プログラムに所属する学生は、所属するプログラムの変更を希望するときは、「所属プログラム変更願」(別記様式第1)により専攻長に申請し、許可を得なければならない。

(長期履修)

第3条 金沢大学長期履修の取扱いに関する規程に定める長期履修を希望する者は、長期履修申請書に証明書類を添付して、次に掲げる期間内に金沢大学大学院法学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。  
(1) 入学予定者 入学手続期間内  
(2) 在学者 1月の授業開始日から2月末日までの期間  
2 長期履修の期間は、在学年限の範囲内とする。  
3 長期履修期間の短縮を希望する者は、長期履修期間短縮願を短縮後の最終学期前にあたる各学期の次に定める日までに、研究科長に提出しなければならない。  
(1) 短縮後の最終学期が前期の場合 2月末日  
(2) 短縮後の最終学期が後期の場合 8月末日

(授業科目の履修方法・研究科規程第14条第1項関係)

第4条 研究科規程別表第1に掲げる授業科目の開講学年及びクォーターは、別表に定めるところによる。

(本研究科の授業科目の履修以外の方法による単位の認定・研究科規程第 17 条から第 19 条まで関係)

- 第 5 条 本学の他の研究科及び学域の授業科目の履修を希望する学生は、クォーター毎に定める所定の期間内に研究科長に届出なければならない。
- 2 研究科規程第 18 条第 1 項各号に掲げる授業科目の履修を希望する学生は、当該授業科目の履修開始前に、指導教員を通じて研究科長に届出なければならない。
  - 3 研究科規程第 19 条の定めるところにより、休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことを希望する学生は、復学後遅滞なく単位認定の申請をしなければならない。
  - 4 前 3 項の規定により修得し又は認定を受けることのできる単位数は、15 単位を超えることができない。

(指導教員等の指定・研究科規程第 20 条第 1 項関係)

- 第 6 条 専攻会議は、学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）として、主任指導教員 1 名及び副指導教員 1 名以上を指定し、指導教員や学生に対し、研究指導環境全体に関する相談、助言を行う教員として研究連携協力教員 1 名以上を指定する。
- 2 指導教員又は研究連携協力教員となることのできる教員は次のとおりとする。  
主任指導教員 専攻の専任教員又は兼任教員  
副指導教員 本学の大学院の科目担当者である教員（非常勤講師，兼任教員を含む）。  
研究連携協力教員 主任指導教員と専門領域を異にする専攻の科目担当教員（非常勤講師を除く。）のうちから専攻会議が指名する教員
  - 3 学生は、別に定める期限までに、「研究題目・研究計画届」（別記様式第 2）及び「指導教員申請書」（別記様式第 3）を提出しなければならない。

(指導教員等の変更)

- 第 7 条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「指導教員変更申請書」（別記様式第 4）により、指導教員の変更を申請することができる。
- 一 指導教員が人事異動、休職、退職等の理由により、その職務にあたることができないとき
  - 二 研究課題の変更等により、指導教員から適切な指導が受けられないとき
  - 三 その他やむを得ない事情があるとき
- 2 主任指導教員の変更により、研究連携協力教員が主任指導教員と専門領域を同じくすることとなるときは、専攻会議が新たな研究連携協力教員を指名する。

(他研究科又は他大学の大学院・研究所等における研究指導・研究科規程第 20 条第 3 項・

第 4 項関係)

第 8 条 本学の他の研究科又は研究科が定める他大学の大学院若しくは研究所等における研究指導を受けることを希望する学生は、あらかじめ指導教員を通じて専攻長に届出なければならない。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定・研究科規程第 21 条関係)

第 9 条 入学する前に本学の大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、専攻の所定の授業科目を履修し、修得した単位として認定を受けることを希望する学生は、入学後遅滞なく別記様式第 6 により、単位認定の申請をしなければならない。この場合において、在学期間の短縮を希望するときは同時に申請しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けることのできる単位数は、15 単位を超えることができない。ただし、金沢大学学域学生の大学院授業科目の履修に関する細則による先取履修として修得した単位については 10 単位を超えることができない。

(修了に必要な授業科目の履修要件・研究科規程第 27 条第 1 項・第 2 項関係)

第 10 条 修了に必要な授業科目の履修要件は、次の表に掲げる単位を含めて、30 単位以上を修得することとする。

別表の科目群	研究コース	高度専門職コース
大学院 GS 科目	「研究者倫理」を含む 3 単位	
専門基礎科目群	所属プログラムの提供科目から 4 単位以上	4 単位以上
研究会科目群	所属プログラムの提供科目から 4 単位	4 単位
理論研究科目群	所属プログラムの提供科目から 4 単位以上	
研究科共通科目群		2 単位以上
研究指導科目群	8 単位（論文指導 I～VIII）	8 単位 （論文指導 I～VIII 又は論文指導 I～IV 及びプロジェクト研究）

(早期修了・研究科規程第 27 条第 1 項関係)

第 11 条 優れた業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了(以下「早期修了」という。)の適用を希望する者は、4 月 30 日又は 10 月 31 日（当日が土・日・休日である場合は、直後の平日）までに「早期修了申請書」（別記様式第 5）により申請することがで

きる。

(学位・研究科規程第 28 条関係)

第 12 条 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究コース	基礎法学プログラム、公法学・社会法学プログラム及び民事法学プログラムの修了者	法学
	政治学プログラムの修了者	政治学
高度専門職コース		法学又は政治学

(研究生及び科目等履修生・研究科規程第 29 条関係)

第 13 条 研究生及び科目等履修生(学士課程の学生による先取り履修を除く)に関しては、別に定める。

(雑則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、専攻会議が定める。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 令和 2 年 12 月 6 日に在学する者は、なお、従前の例による。

別表 授業科目の開講学年及びクォーター (第 4 条及び第 10 条関係)

科目区分	授業科目	単位数	配当年次	クォーター
基盤科目群	大学院 GS 科目			
	研究者倫理	1	1・2	1
	法学・政治学研究入門	1	1・2	1
	課題発見・解決論基礎	1	1・2	2
	人間社会論文作成基礎	1	1・2	4
	先端地域創造講義	1	1・2	3
	国際学とグローバリゼーション	1	1・2	4
	社会の担い手としてのヴィジョン探究	1	1・2	2
		日本法入門	2	1・2
	日本法入門 (英)	2	1・2	3-4
専門基	基礎法学			
	法理学特論	各「特論」は、1・2 年次に開講する。I~IV (各 1 単位) の 4 科目をそれぞれ Q1~Q4 に開講。		
	日本法制史特論			
	東洋法制史特論			

基礎科目群		外国法特論	ただし、「国際私法特論」は Q1, Q2 に、「国際取引法特論」は Q3, Q4 に、それぞれ I, II のみを開講。	
	公法学・社会法学	憲法特論		
		行政法特論		
		税財政法特論		
		国際法特論		
		刑法特論		
		刑事訴訟法特論		
		労働法特論		
		社会保障法特論		
	民事法学	民法 A 特論		
		民法 B 特論		
		民事訴訟法特論		
		商取引法特論		
		会社法特論		
		経済法特論		
		国際私法特論		
		国際取引法特論		
		知的財産法特論		
	政治学	公共政策論特論		
		政治社会学特論		
		政策過程論特論		
		計量政治学特論		
		政治思想史特論		
		政治コミュニケーション論特論		
	研究会科目群	研究会（基礎法学）		各「研究会」は、I, II（各 2 単位）の 2 科目に分かれ、I は 1・2 年次 Q3-4, II は 2 年次 Q1-2 に開講。
		研究会（公法学・社会法学）		
		研究会（民事法学）		
研究会（政治学）				
理論研究科目群	基礎法学	法理学演習	各「演習」は、2 年次に開講する。I~IV（各 1 単位）の 4 科目をそれぞれ Q1~Q4 に開講。ただし、「国際私法演習」は Q1, Q2 に、「国際取引法演習」は Q3, Q4 に、それぞれ I, II のみを開講。	
		日本法制史演習		
		東洋法制史演習		
		外国法演習		
	公法学・社会法学	憲法演習		
		行政法演習		
		税財政法演習		

		国際法演習			
		刑法演習			
		刑事訴訟法演習			
		労働法演習			
		社会保障法演習			
	民事法学	民法 A 演習			
		民法 B 演習			
		民事訴訟法演習			
		商取引法演習			
		会社法演習			
		経済法演習			
		国際私法演習			
		国際取引法演習			
		知的財産法演習			
	政治学	公共政策論演習			
		政治社会学演習			
		政策過程論演習			
		計量政治学演習			
政治思想史演習					
政治コミュニケーション論演習					
研究科共通科目群	基礎法学・隣接科目群	法理学	2	1・2	3-4
		日本法制史	2	1・2	1-2
		東洋法制史	2	1・2	3-4
		英米法	2	1・2	3-4
		刑事政策	2	1・2	3-4
		政治学	2	1・2	3-4
		選挙管理法制	1	1・2	3
		危機管理・復興法制	2	1・2	3-4
		政策法務	1	1・2	4
	展開・先端科目群	租税法 I	2	1・2	1-2
		租税法 II	2	1・2	1-2
		国際法	2	1・2	3-4
		消費者法	2	1・2	3-4
		医事法	2	1・2	3-4
		紛争とその法的解決 I	2	1・2	1-2

	紛争とその法的解決 II	2	1・2	3-4
	民事保全・執行法	2	1・2	3-4
	倒産法 I	2	1・2	1-2
	倒産法 II	2	1・2	3-4
	社会保障法	2	1・2	1-2
	労働法 I	2	1・2	3-4
	労働法 II	2	1・2	1-2
	経済法	2	1・2	1-2
	国際私法	2	1・2	1-2
	国際取引法	2	1・2	1-2
	知的財産法	2	1・2	3-4
	法医学	2	1・2	1-2
	交渉学	2	1・2	1-2
	ビジネス法務	2	1・2	3-4
	法律外国語研修	2	1	3-4
	インターンシップ	1	1・2	1-2
	法教育実習	1	1・2	1-2
研究指導科目群	論文指導 (法学)	各「論文指導」は I~VIII (各 1 単位) の 8 科目に分かれ, 1 年次の Q1 から 2 年次の Q4 に関講		
	論文指導 (政治学)			
	プロジェクト研究	2	1・2	3-4
	インターンシップ II	1	1・2	1-2

注: 「日本法入門」「日本法入門 (英)」は留学生のみ履修可。

短期 (1 年) 在学型の学生及び早期修了の申請をした学生は, 1 年次より, 2 年次配当の授業科目を履修することができる。

開講クォーターは, 変更することがある。